

平成17年度園児募集！！

- 平成17年度の鶴田保育所、旭・しび保育園および鶴田幼稚園の申込み受付を12月17日（金）まで行います。詳しくは次のとおりです。
- 鶴田保育所、旭・しび保育園**
- ◇募集定員 鶴田保育所、旭保育園 各60人
しび保育園 30人
- ◇入所基準 保護者が次のいずれかに該当する方
- ①（家庭外労働）家庭の外で仕事をすることを常としていること。
 - ②（家庭内労働）家庭で、児童と離れて日常の家事以外の仕事をするを常としていること。
 - ③（母親の妊娠・出産）母親が出産前後（各3ヶ月）であること。
 - ④（疾病・障害等）疾病にかかっている、負傷している、精神もしくは身体に障害があること。
 - ⑤（病人の看護等）同居の親族が長期にわたり疾病の状態にある、または、精神、身体に障害があるためいつも看護にあたっていること。
 - ⑥（災害）火災・風水害・地震のため、家を失ったり破損したため、その復旧にあたっていること。
 - ⑦ 町長が認める前各号に類する状態にあること。
- ◇申込書及び提出先 住民課福祉係または町内の保育所・保育園
☎59-3111（内線127）
- 鶴田幼稚園**
- ◇募集定員 40人
- ◇入所要件 平成17年4月1日現在で満5歳の幼児
- ◇申込書及び提出先 教育委員会総務課 ☎59-3111（内線313）
鶴田幼稚園 ☎55-9950

民生・児童委員紹介

民生・児童委員，主任児童委員が改選されました。民生・児童委員は，地域住民及び地域社会への奉仕者として，社会福祉の増進を図ることを目的としています。福祉に関するお手伝いや相談等がありましたら，お気軽にご相談ください。（なお，顔写真は来月号で紹介します。）

氏 名	担当地区	氏 名	担当地区
谷 山 修	上場・大平	川 口 金次郎	川口・市場
山 口 紀 子	東・浦川内・山神	鶴 森 洋 子	諏訪下・種子田
増 田 一 己	迫川内・樋脇・広南	米 丸 洋 子	小路下手・大願寺
祁答院 優 子	大角・上手・町	本 田 智 子	下京塚原・京塚原
高 嶺 節 子	東善寺・城内	小久保 縫 子	紫尾下
祁答院 加津江	麓・東湯田原	舟 倉 さだ子	紫尾中
東 郷 美恵子	湯田原・櫃ヶ迫	富 満 ゆり子	紫尾上
上大迫 ユキ子	大野・上下大迫	木 下 茂 子	主任児童委員 （柏原・紫尾）
栗 牧 文 子	高嶺・中間		主任児童委員 （鶴田・神子）
中 村 金次郎	新田・栗野・大俣・柳野	上大迫 みどり	

平成17年1月から

自動車リサイクル法が始まります

自動車リサイクル法では，車をお持ちのすべてのみなさまに，リサイクル料金のお支払いをお願いします。車の登録・車検などの際にお支払いの確認がなされます。廃車は自治体に登録した取引業者に引き渡していただくことが必要になります。

Q 自動車リサイクル法って何？

A ゴミを減らし，資源を無駄遣いしないリサイクル型社会を作るために，車のリサイクルについてメーカー，関連事業者，車の所有者の役割を定めた法律です。原則としてすべての四輪自動車が対象です。

Q リサイクル料金って何？

A 車ごとにメーカーや輸入業者が設定します。リサイクル料金は，車のリサイクルの障害となっているシュレッダーダスト・フロン・エアバッグのリサイクル・適正処理に使われます。さらに，一部はリサイクル料金の管理や情報管理にも使われます。リサイクル料金は国の指定を受けた資金管理法人である（財）自動車リサイクル促進センターが安全確実に管理します。

※シュレッダーダスト 車の解体・破砕後に残る廃棄物。

フロン カーエアコンの冷媒。オゾン層破壊・地球温暖化の要因となるので適正処理が必要。

エアバッグ 安全な処理には専門的な技術とコストが必要。

Q リサイクル料金はいつ支払う必要があるの？

A 新車は購入時に。今お乗りの車は，制度スタート後最初の車検時までに。車検前に廃車となる場合は廃車時に，リサイクル料金のお支払いが必要です。



●国民年金●

誕生日には「現況届」の提出を忘れずに！

年金を受給している人の「現況届」は，引き続き年金を受ける権利があるかどうかを確認するためのもので，毎年，誕生月に提出していただくことになっています。

届出用紙（ハガキ）は，誕生月の初め頃に社会保険業務センターから直接郵送されています。必要事項を記入し，誕生月の末日までに必ず到着するように提出してください。

なお，障害年金を受けている方については，診断書が必要な場合もあります。

※「現況届」の提出を忘れると，提出されるまでの間，年金の支払いが一時止まります。

年金制度改正のお知らせ

国民年金法等の一部を改正する法律が平成16年10月から施行され，厚生年金保険料率の改定，国民年金又は厚生年金保険等の年金額の改定など年金制度の一部が改正されることになりましたが，次の点にご留意ください。

（1）国民年金の保険料は平成17年3月分まで13，300円に変更ありません。

※ 厚生年金の保険料は，法律改正により平成16年10月分より現行の13．58％から0．354％引き上げられ，13．934％となりましたが，国民年金の保険料は平成17年3月分まで13，300円のままです。

（2）平成17年3月分までは，法律改正による年金額の変更はありません。

※ 国民年金又は厚生年金保険の老齢年金等の年金額については，今回の法律改正によりそれぞれ新しい年金額に改定され，給付されることになりましたが，平成16年10月分から平成17年3月分までの老齢年金等については，特例措置によって法律改正による年金額の変更はありません。